

平成16年6月30日

独立行政法人都市再生機構が行う事業に関連する利便施設の整備の
立替施行について

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設助成課長

文部科学省初等中等教育局
幼児教育課長

文部科学省スポーツ・青少年局
企画体育課長

学校健康教育課長

国土交通省大臣官房
都市再生機構設立準備室次長
(兼)住宅局都市基盤整備公団監理室長

国土交通省大臣官房
都市再生機構設立準備室次長
(兼)都市・地域整備局まちづくり推進課長

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、機構が行う事業に伴い必要となる利便施設(独立行政法人都市再生機構法(平成15年6月20日法律第100号。)第11条第1項第9号八、第14号、第2項第1号、第2号、附則第12条第1項第1号の業務のうち旧地域振興整備公団法第19条第1項第1号口若しくは附則第12条第1項第2号の業務のうち旧都市基盤整備公団法第28条第1項第8号に規定する利用者若しくは居住者の利便に供する施設をいう。以下同じ。)の整備で、当該地方公共団体の財政状況等からみて適時にこれを整備することが困難な事情があるものについて、地方公共団体と協議の上、機構の資金を使用して当該施設の整備を行うこととしている(以下「立替施行」という。)

機構の立替施行については、機構が地方公共団体等との協力及び役割分担の下、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生等を図るため、建築物の敷地の整備、宅地の造成及び賃貸住宅の建設等と併せて、利便施設の一体的整備の推進を図る上で、なおその意義は高いことから、両省が引き続き協力してその円滑な執行を図るため、下記内容について確認する。

記

1. 文部科学省及び国土交通省は、機構による文部科学省所管施設に係る立替施行の実施に当たっては、これまで都市基盤整備公団の立替施行の実施に当たって構築された両省の協力体制を継承すること。
2. 国土交通省は、機構が立替施行により整備する文部科学省所管の補助事業に係る利便施設のうち、当該施設の整備完了後、後年度において地方公共団体が買い取る際に補助金が交付されるものについては、地方公共団体が機構から円滑に当該施設の買い取りができるよう、予め当該施設の整備開始前に、当該施設の建設計画について文部科学省に協議すること。